

岐阜県庁舎「GALLERY GIFU」展示運營業務委託に関する一般競争入札公告

岐阜県庁舎「GALLERY GIFU」展示運營業務委託について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和 32 年岐阜県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 127 条第 1 項の規定により公告する。

令和 5 年 4 月 7 日

岐阜県知事 古田 肇

1 一般競争入札に付する事項

(1) 入札案件の名称及び数量

岐阜県庁舎「GALLERY GIFU」展示運營業務委託 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 業務期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 31 日まで。

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 入札日から起算して過去 3 年以内に地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当しない者であること。

(3) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

(4) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。

(5) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(6) 平成 29 年度以降に、岐阜県が発注した以下の施設で、今回の発注業務と同種の業務を元請けとして受注・完了した実績を有すること。

博物館法（平成 26 年法律第 285 号）に規定された登録博物館又は同法に規定された博物館に相当する施設並びに教育・文化に関する展示施設

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒500-8570 岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号 岐阜県広報課 県政広報係
電話 058-272-1111（内線 2141） F A X 058-278-2506
メールアドレス c11103@pref.gifu.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和5年4月7日(金)から令和5年4月13日(木)までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

原則電子メールによる交付とするので、3の(1)の担当部局まで電子メールで交付希望の旨を申し出ること。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、下記提出期限までに、別に定める競争入札参加資格確認申請書(様式①)を3の(1)まで持参又は郵送し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限

令和5年4月14日(金)午前12時(必着)

提出期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和5年4月17日(月)までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和5年4月19日(水)午前9時00分

イ 場所 岐阜市藪田南2丁目1番1号
岐阜県庁20階 会議室2002

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状(様式②)を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書(様式③)に記載された金額(以下「入札書記載金額」という。)の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条各号のいずれかに該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た金額以下で最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。再度入札は、原則として1回のみとする。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第 130 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から原則として 1 週間以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書制作の要否

要

(3) 郵便等による入札は認めない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないことがある。

(7) 落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとし、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、原則、契約を解除する。

(8) 入札等に関する質疑がある場合には、令和 5 年 4 月 12 日（水）午前 12 時までに、質疑書（様式④）により行うこと。

(9) 詳細は、入札説明書による。